

入札監理小委員会

第 7 5 2 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第752回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和7年10月28日（火）15：37～16：48
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○医師国家試験事業等（厚生労働省）

3. 報告（次期事業開始時期）

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被ばく管理に係る業務

4. 閉会

<出席者>

中川主査、大見副主査、岡本副主査、
稻生専門委員、尾花専門委員、山本専門委員、和田専門委員

(医師国家試験事業等)

厚生労働省

大臣官房 地方課 地方厚生局管理室

床枝室長

齋藤室長補佐

江藤係員

医政局 医事課 試験免許室

廣井室長

宇都国家試験係長

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被ばく管理に係る業務)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 放射線管理部 線量計測課

中川課長

佐久間チームリーダー

財務契約部 事業契約第2課

北澤課長

小林主幹

澤畠課員

黒澤課員

福富課員

(事務局)

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第752回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、医師国家試験事業等の実施要項（案）について、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室、床枝室長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○床枝室長 厚生労働省大臣官房参事官地方担当兼地方厚生局管理室長の床枝でございます。よろしくお願ひいたします。

最初に、私のほうから事業概要について御説明させていただきます。その後、主な実施要項の変更点のポイントについて、医政局の廣井室長から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

本事業は、厚生労働大臣が行う国家試験のうち、試験問題の作成・採点、合格決定等以外の事務、具体的には試験会場の確保、願書配付・受付、受験票の送付、試験会場の設営、試験の監督・運営、合格発表等について、民間競争入札の対象としたものでございます。

主な事業の概要を資料A-3で御説明させていただきます。全12種の国家試験となつておりますが、平成23年度から実施させていただいており、当初は、①から⑥の6試験事業でしたが、平成29年度より、⑦医師国家試験等を含む6試験事業が新たに追加され、全12試験事業となりました。

主な事業の内容としましては、この資料の右側にございます、対象となる業務内容、会場確保、願書配付・受付、受験票の送付などの管理業務でございます。

また、ページ下部に記載しておりますが、第6期より、医療国家試験オンライン手続システムを活用したオンライン出願を段階的に開始する予定です。

本事業は、本年6月の本委員会におきまして、令和5年度から令和6年度の第5期に係る実績評価をいただきました。第4期に続きまして、試験そのものの中止はなく、おおむね成立していた状況ではありましたが、そのサービスの質の確保の点で幾つかの改善点について御指摘があり、終了プロセスにおける基準の一部を満たすことができなかつたということで、引き続き市場化テストを継続するということになったところであります。

今後、厚生労働省といたしましても、この御指摘を踏まえ、サービスの質の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。特に第6期より、医療国家試験オンライン手続システムの利用を段階的に開始する予定であり、これまでの実績と知見を試験運営に反映させることに加え、事業者の創意工夫を促し、事業の質の継続・確保を図るといった内容で実施させていただきたいと思っております。

具体的な変更内容につきまして、この後、医政局から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○廣井室長 それでは、続きまして、医政局の医事課試験免許室の廣井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

具体的な改善点を御説明いたします。資料のA-2、非公表となっておりますけれども、医師国家試験事業外11試験事業の民間競争入札実施要項（案）でございます。今回の実施要項（案）の作成に当たりましては、第5期まで事業の質の確保に重点を置いてきた改善を実施してきましたけれども、第6期以降は、これまでの事業に対しての見直しと受験手続がオンライン化することを踏まえまして、令和8年度から令和11年度までの事業の質を標準化するための体制が必要であると考えて検討しております。

まず、4ページの最終行、見え消しになって赤字になっていると思いますけれども、「なお」書きになっておりますところから5ページにかけてでございます。厚生労働省では、令和8年度より、9職種を対象にオンラインでの受験手続へ移行する予定でございます。

第5期の変更契約時に盛り込んだとおり、令和7年度中に、医師、歯科医師の一部の大学に協力をいただきまして、オンライン環境での受験手続の検証に協力いただいております。今回より、対面に限らず各種マニュアル等を確認いただけるようにし、オンラインでの環境の構築及び審査におきまして、必要となるMe-LeX使用に当たり整備すべきネットワーク環境の詳細資料とMe-LeX利用マニュアルを譲渡物件に追加しております。こちらはこれまでオンライン化することで個人情報を電子的にやり取りするため、必要なセキュリティー要件を満たしていただく目的で提供することとしております。ネットワーク環境が構築できているかどうかについては、27ページに総合評価の必須項目の事項として追加しております。

次に、9ページの上方にあります2ポツ目、2つ目のアスタマークでございますけれども、第6期において最も重要な点でございまして、本事業は、現行の紙申請とオンライン手続の過渡期の調達事業でございますので、両方の手續が併存している間については、受託事業者側を含め、国家試験の手続関係者に相当の負担を強いるものと考えております。

そのため、厚生労働省としては、可能な限り早期に併存している状況を解消するよう進めていきたいと考えております。事業者側に調達期間中に併存が解消されるというような状況となった場合も安定したサービスを提供できる体制を構築いただきたいと考えて、

この方針を記載しております。

続きまして、10ページの1行目でございます。現在、合格発表につきましては、ホームページへの掲載のみで実施しておりますが、合格発表後も10日経過するまでは事業者側で照会窓口を開設することとしておりましたが、事業者側が実績と根拠が示せる場合においては、照会窓口の開設期間を協議することができるようになります。これは、一応10日間と zwarりますけれども、実際に3日程度で、ほとんど問合せが来ませんということであれば、5日か3日ぐらいで照会窓口を閉じてもよいですかというふうな協議をできるようにということでございます。こちらは一応10日間開けておくか、3日間開けておくかで、年々増加する人件費等を考慮して、事業者側より提案ができるように設けております。

次に、10ページの下から3行目でございます。6)のところでございますけれども、これから11ページにかけてでございますけれども、オンライン化によりまして、システムによるチェック機能があるとはいえ、人の目による確認作業は必要ということでございますので、受験資格に係る証明書の添付漏れ、それから内容に問題がないか等について審査すること等を、これまでの質の改善を求めてきた内容をオンライン化以降も維持するということを追加しております。

それから次に、11ページの下から3行目、なお書きの部分から12ページの1行目でございますけれども、紙の手続とオンラインの手續が併存していることで、想定される試験手続上のミスというものが発生する可能性があります。オンラインで手續しているにもかかわらず紙でも申請するような、二重に申請するというようなことが想定されるため、そのまま誤って手續を進めてしまわないように追加したというものです。

同じく12ページの上から11行目ぐらいの「なお」書きのところになりますけれども、Me-LeXによって受け付けた受験者分の受験票及び受験者留意事項につきましては、Me-LeXまたはメールにて通知することを追加しております。こちらは現在システムを構築していることから、先々の仕様として調整中の部分を含むため、システムの調整具合で対応できることが変更になる可能性があるということになるので、このような記載となっております。ただ、受験票に関しましては、システム経由で受験者に配付するが可能となることから、その次のfの少し前に「なお」書きで2行ございますけれども、この前段のところにあるように受験者留意事項の取扱いの部分は調整中、厚生労働省から別途指示するとしております。同じく12ページの下の方でございますが、受託事業者が

混乱のないように紙申請のみ取扱いという点を追加しております。

それから、27ページの中ほどでございます。これもb)の上から7つ目のポツぐらいのところ、ここは先ほど説明しましたネットワークサービスが構築できているかということを総合評価に追加した部分でございます。

それから、サービスの質に課題がある場合に、その課題を精緻に分析した上で、問題の原因への改善に向けた対応策を事業に反映させる仕組みが構築されているかの旨を追加しまして、前回こちらの会議で事後評価の際にいただいた御指摘を取り入れさせていただき、事業者側で精緻な分析を行うことを総合評価の数項目で追加しております。

具体的な改善点につきましては、主なものとしては以上でございます。

続きまして、パブリックコメントの関係でございますけれども、資料がA-6になります。「医師国家試験事業外11試験事業民間競争入札実施要項（案）」に対する意見募集への回答及び対応というものでございます。主なものとして、一番左の番号の5番と6番の③と9番について説明させていただきます。

まず、5番でございますけれども、オンラインでの手続へシフトしていく中で、事業者側からの提案と理解しました。第5期までは、貸与物件として事業者側へ一時的に貸し出すものとして取り扱っておりましたけれども、資料の内容につきましては、電子媒体での提供も差し支えないことから、事業者への提案を受け入れ、持参して貸与ではなく、メールでの提出も可能として、本調達にのみ使用することを誓約させることで提供できることとしたいと思っております。

それから、次のページになりますけれども、6番の③でございます。こちらは前出のとおり、オンライン化にシフトすることで標準化を早期に進める必要があると考えておりますので、御意見のとおり、運用面に関しても若干変更があることから、整備が必要な部分も多々あると考えておりますので、我々として、共同してマニュアルを整備できる体制としていることを評価項目として盛り込みたいと考えております。

最後に、9番でございますけれども、同程度の事業規模の経験がない場合に、事業として実施ができる能力があるか。例えば試験監督の配置とか運営にどれだけの人員が必要かといったところの評価は難しい部分となります。そのため、貴重な御意見でございますけれども、回答は見送らせていただいたところになります。個々の事業者がどれぐらいの能力を持っているかというのは示していただかないと分からぬ点もございますので、こちらからこれだけ必要になりますというのは、そのときそのときの受験の会場だとか、受験

生の数等にもよりますので、なかなか一概にこういうふうにと示すことは不可能だろうということでおざいます。

以上が厚生労働省からの説明になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は発言をお願いいたします。

岡本委員、お願ひいたします。

○岡本副主査 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。

新たな事業者が入札しやすくなるという観点から、ちょっと工夫していただけないかと思った点、3点御指摘させていただきます。資料1－2ベースで申し上げます。申し訳ございません。資料1－2の20ページ、82分の20です。そこに、⑤の入札参加資格に関する規定がありますが、今はA等級にのみ限定されておられます。しかしながら、資料を見させていただくと、以前は、入札参加資格がAのみならず、B、C等級でも可能であった時代もあったというふうに思っております。これは当然、金額が大きくなってきたから、こうなったということなのでしょうけれども、ここを何とかAだけではなくて、B、Cというふうに拡大することができないのかどうか、そのような工夫はできないのかというのがまず第1点目です。

2点目に行ってよろしいですか。

○廣井室長 1点ずつお願いします。ここは一応、今言われたように金額ベースで定められていることがあります。これはそもそもその事業者がそれだけの大きな規模を持っているかどうか、全国展開して試験ができるかどうかというところも判断されて、この等級ということになっておりますので、BとかCということになれば、なかなか何万人という試験を請け負えるかどうかという問題がございますので、ここはA等級を下げるというのはなかなか難しいのかなと考えております。

○岡本副主査 なるほど。分かりました。

2点目に行きます。よろしいですか。同じ資料1－2の21ページの14番です。先ほどの御説明にもありましたけれども、同規模程度の類似業務というところですね。先ほどの御説明では、業者の方々の能力が分からないと、なかなか一概に示せないというふうに受け止めたのですが、ここは厚労省として、どの程度のことを想定されていらっしゃるかというのをむしろ示したほうが、事業者としては手が挙げやすくなるのではないかと思い

ましたが、ここは何ともならないものなのですか。

○廣井室長 すみません、これは試験の規模等はほぼ公表されていますし、受験生の数もどれぐらいということも公表されています。それに試験会場がどれだけあるということも公表されていますので、そこは事業者さんのほうで工夫していただいてやっていけるものではないかと考えております。

○岡本副主査 なるほど。ほかのところを見れば分かるということですね。

○廣井室長 そうですね。全体を見ていただければ分かるのではないかと。

○岡本副主査 分かりました。ここに書いておいてもいいのかなと思ったものです。ほかに書いて分かるというなら、そういうスタンスであれば、それで結構です。分かりました。

最後です。同じ資料1－2の43ページ以降の別紙2というところですけれど、ここは従来の実施状況に関する情報の開示というところなのですね。特に82分の44ページを見ますと、令和5年度、6年度、7年度、全く同じ数値ですね、どこを見ても。これは令和5年度、6年度というのは実績値があると思いますので、ここ実績値を書くというわけにはいかないものなのですか。質問の意味、理解していただいているでしょうか。

具体的に申しますと、82分の44ページで、1－2、従来の実施に要した経費というのが書いてありますね。ブロック別の内訳ということで。例えば北海道の項目を見ると、3段目、令和5年度、6年度は全く同じですよね。東北も全く同じです。関東信越も全く同じ数字が並んでいるのですね。令和7年度は確かにまだ途中だから計画ということもあるかもしれません、令和5年度、6年度というのは実績値が書けるのではないかなど、そういうふうに思うのですね。全く同じ数値であれば、あまり情報を開示する意味がないように思うのです。その辺はいかがでしょうか。

○江藤係員 すみません。こちらは3年間の複数年契約をしておりまして、3年総額の実績値を各年度に案分をして入れているという形です。

○岡本副主査 単純に割っただけということですか。

○江藤係員 はい。一応実績の数字ではありますが、各年度で各年度のだけ物品を買うとか、そういうものではないので、どうしても各年度だけで実績を計上するということができなくて、3年間でかかる経費を3等分しているという形になります。

○岡本副主査 そういうことですか。今、御説明いただいたことはどこか注か何かに書いてありますか。

○齋藤室長補佐 すみません、こちらはその旨の記載はしておりません。

○岡本副主査 であれば、その旨の記載をしておいていただければいいかなと思います。

○齋藤室長補佐 承知しました。ありがとうございます。

○岡本副主査 よろしくお願ひします。以上です。ありがとうございました。

○中川主査 稲生委員、お願ひいたします。

○稻生専門委員 御説明ありがとうございました。

資料A-2の実施要項（案）の83分の20ページですかね。そのところで、今回は
⑪責めに帰すべき事由が民間事業者にあって、不備が発生した場合について、厚労省においていろいろ原因究明するための改善計画書を出していただくという項目を付け加えていただきました。この点は大変評価に値すると考えてございます。

私としましては、やはり12に及ぶ10万人を超える受験者の方が受験する業務を1者の事業者へお願ひするというのは、前々から疑問を呈しておりますが、今回はこういう形で対応なさるということで、その点は安堵しているということでございます。

しかしながら、⑪を拝読すると、⑩に該当するか否かにかかわらず、ここはよろしいのですが、次のところで、厚労省様が必要と認めた場合にはその指示に基づいて改善計画を出していただくということになっておりまして、この必要と認めた場合というものが指示すところが若干広過ぎるように思ったということでございます。と申しますのが、上の⑩というところに具体例として、不備に当たる場合、イからヘまでとありますて、特にイからへの事項、試験時間が確保されていないとか、本人確認が漏れているとかといったようなことは、これはむしろ重大インシデントに該当するということになりますので、一番あってはいけないことがイからヘに該当するところだというふうに理解しています。そういう意味で、請負報酬の減額に関しては当然のことだろうなというふうに考えます。とするならば、⑪においては、この⑩に該当する項目については、当然に改善計画をつくっていただいて、厚労省の精査を受けるということが求められるのではないかと思います。

したがいまして、⑪の2行目のところ、⑩に該当するか否かにかかわらずというのは、ちょっと書きぶりとしていかがなものだろうかと。つまり、⑩に該当する部分については、厚労省の必要と認める云々にかかわらず、当然に改善計画を出していただけます。ただ、⑩に該当しない事項、つまり、重大インシデントでない場合においても厚労省が必要と認めた場合には改善計画を出していただくこともあるといったような形で、⑪については具体分けをしていただいて、当然に改善計画を出していただけます事項と、それ以外の事柄に分けていただけようがいいのではないかというふうに思われます。この点、厚労省はどのように

お考えかということでコメントを頂戴したいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○廣井室長 よろしいでしょうか。これ一応、⑩のところは出してもらうのは当然ですけれども、厚労省が認める軽微なものについては一々改善計画はつくられていないと、今までのところ、そういうことが結構あったものもございますので、それについては、こちらからきちんと指示して出すということを言いたかったのだと思いますけれども、それについて具体的にそう書くかどうかということは別にして、⑩のところは確実に入れてもらうのですけれども、これ以外についても確実に改善計画を作成してもらいたいものは作成してくださいねという意味で書いてございますので、ここは書きぶりがどうか、このままでもそんなに遜色ないのかなとは思いますけど、いかがでしょうか。

○稻生専門委員 おっしゃることはそうなのだろうなと思っていたのですけれども、ただ、私はやっぱり質の確保、これはとても大事なことでございますので、これは資格試験に関わることでございますので、やはり重大インシデントがあつてはまずい。お金も払わないし、あるいは減額するし、改善計画も必要なだということをやっぱり事業者に十分に御認識いただく必要がございますので、この書きぶりについては、現状のままでは若干むしろ弱めてしまう形になってしまふかなというふうに考えておりますので、事務局とも御相談の上、書きぶりについて再検討をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○廣井室長 それは、一応、⑩のものは作るのは当たり前だがそれ以外のものについても確実にやってくださいねということが分かりやすく説明できていればいいと、そういうことでもよろしいでしょうか。

○稻生専門委員 趣旨はそういうことでございます。要は、⑩に該当しない場合でも厚労省が重大であると認めた場合には、ぜひ改善計画書を取りまとめて提出いただくような、こういう書きぶりにしていただきたい。それから、⑩に該当するときは、必ず改善計画書が必要であるとしたほうがいいのではないかと委員としては考える次第でございます。

○廣井室長 実際、今年7年の試験でもいろいろと改善が必要と考えられるものについては、事業者側と協議してこういうのをもう少し見直したほうがいいのではないかとこちらからも意見しておりますし、そのようなことについては、やることは確実にやっておりますので、ここの書きぶりの点については考え方させていただきます。ありがとうございます。

○稻生専門委員 何とぞよろしくお願ひいたします。

○中川主査 和田委員、お願ひいたします。

○和田専門委員 私も同じように質の確保の問題と、それからこちらのほうの資料A-2の27ページの加点項目の審査のところで、27ページから28ページのところで、特にbのところ、実績という項目があつて、質の確保というのがちゃんとできていればまだしも、質の確保そのものについては、そうやって後からいろいろな計画を出して、そこは重大なそういうものがなければよしとして、でも、実績という形で、実際に請け負った経験のある人が大変加点される形になっているという、そういう評価項目になっているというふうに理解したのですけれども、もしこれから実際に請け負った事業者が、実際に請け負ったのだけれども、結構重大な何か、やめてもらうとか、そういうようなことではないけれど、かなりトラブルが起こったりするような事案が起きたときに、次に応募するときに実績という形で加点されていく形になっていて、実績としてそこを経験したのだけれども、その経験値がちょっとマイナスのような、いろいろなことがあったような場合に減点するとか、その部分は考慮するとか、そういうようなことについて、何か評価項目の中に反映されているようなことがあるのかないのか、そこを教えていただきたいなと思って発言させていただきました。いかがでしょうか。

○廣井室長 一応、総合評価という形で、そのときに事業者から提案されてきたものを確認する形になりますので、去年こうだったから、ここを減額しますよというようなことはこの調達にはなじまないと考えます。実際、その部分について、どう改善されたかというのは、提案理由書、提案書とか、いろいろなものが出てきた中にも書かれているでしょうから、そういうのを見て判断するのだろうと思っていまして、そこになかなか届かないということであれば、減点するというよりも、この点数が低くなるという形になるかと思いますので、そういうことで減点するということまでは考えておりません。

○和田専門委員 ありがとうございます。多分、この実績値の部分を見て、新しく新規に参入する人たちがなかなか参加しづらくなっている。そういうように見えるところなので、そして、実績を上げるために、ともかく入札のときに落札できるように大変いいことをいっぱい書いておいて、でも実際はそこまでやったことをちゃんとやってくれなかつた。そういうようなことが起こらないように、ぜひ歯止めをかけるとか、それから入札の審査のときにはそういう部分もちゃんと担保して落札企業のほうを決めていただけだと大変ありがたいなと思いました。

以上です。

○廣井室長 ありがとうございます。一応、総合評価方式になるかと思うので、配点等は

いろいろございますけれども、規模数とか、そういうのは事業者ごとである一定、今まで積み上げてきた経験がございますでしょうから、それはきっちり正直に書いていただいていれば、それに応じて、あとそれをどれだけ拡大しないといけないかとか、そういう部分は、事業者としてどう考えて実行していくということも書いていただくことになると思いますので、その中で判断するという形になるかと思います。結局そこで、先ほど言いましたA等級であれば、ある一定、このぐらいの規模の試験も行えるだろうという事業者だと思います。

特に、試験なので、季節労働者という言い方はちょっと申し訳ないですけど、當時ずっと何万人も雇って仕事をさせている事業者の方がこういうことをできるとはなかなか思えないで、その辺のどういう工夫をされて、どういうふうなことをしていくかという内容とかも確認しつつ、採点というか、評価していくと思っていますので、そこについては評価する側で、きっちりそういうデータが示されているかというところを見つつ評価していくということだと思います。よろしくお願ひします。

○中川主査 和田委員、よろしいですか。

○和田専門委員 はい。ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

尾花委員、お願ひいたします。

○尾花専門委員 尾花でございます。大枠の質問となります。本件を請負でなさろうとした特別な意図はございますでしょうか。と申しますのも、完成物が何なのか分からぬというのが1点であることと、それから請負の場合は、完成を目的として委託事業者に大きな裁量を与え、裁量の行使について、発注者はあまり関与しない。つまり、完成さえしてくれればいいというタイプの形態になります。ただ、実施要項を拝見しますと、仕様が非常に細かくて、何人を監督に雇いなさいとか、非常に細かく記載されているので、どちらかというと委託のような形にして、厚労省様が個々の作業について受託事業者に細かく指示を与えるというふうにすると、より間違いの少ない実施ができるのかなと感じたのですが、あえて請負を選ばれた理由があれば教えてください。

○廣井室長 すみません、試験免許室としては請負だという認識はあまりなくて、委託事業だと思っております。委託事業とすると、3年間の国庫債務とか取れないのかも分からぬのですけど、委託事業としていろいろとやることについて制限をかけるというか、これぐらいの人数でやってもらわないとなかなか事業として進まないだろうと。それは国自

体に試験を、組織論というか、随分過去の話になるのですけれども、国立病院とかが国の時代には国立病院の職員をアルバイトで雇って、地方厚生局、過去は地方医務局と言つたのですけれども、そこが言えば指揮命令をして、各県なり病院の近くで会場を借りてやつていたというのが試験のそもそもでございます。

その当時は直轄で全て細かい指示も行い、実際に行った内容とか実績を基に、これぐらいの人数、それからこれぐらいの時間数を張りついて実施してもらわないとできないだろうということで、こういう仕様書になっております。結局事業者側にすると、裁量によつて進めた分、お金がなかなか足りないと。実際もっと効率化を図って人数を減らせるとか、そういう御提案があるのであれば、それはそれで相談の余地もあるのかなと思いますけれども、今まであまり細かいそういう提案というのがあったような記憶はありませんので、これ以上減らす増やすというのは、今後、先ほどお話ししました受験申請にかかる効率化を図るM e – L e Xの導入もございますので、請負の事業者においても受付業務とかの手作業部分などが減りますので、もっとほかの業者でも入りやすくなる可能性は高くなるのではないかと考えておりますけれど。

以上でございます。

○齋藤室長補佐 すみません、地方課も一言発言させていただきます。請負と委託の経緯は、正直分かっておりませんけれども、市場化テストは総合評価落札方式を使って、民間事業者の創意工夫とか、そういうことをやってほしいと、確かに細かく実施要領には記載させていただいているところですけれども、その中でも各業者の創意工夫している部分とか、その辺りを期待しておりますので、今回の試験事業を達成するためにどういうふうなことを民間事業者がやってくるのか。その辺りは比較的裁量があつていい部分なのかなというふうに、市場化テストの特性上、そういうところもあるのかなというふうにちょっと考えました。特に過去の経緯は正直ちょっと分からぬところですけど、ちょっとそういうふうなことを思いました。

以上です。

○中川主査 尾花委員、どうぞ。

○尾花専門委員 ありがとうございます。困らせるために質問をしているわけではないので、全体の事業の内容からして、委託という形のほうが適した形態なのではないかなと思った点と、もう1個、請負にしてしまいますと偽装請負という争点があつて、偽装請負と

認定されるのを避けるために、厚労省が個々の受託事業者の従業員に対して直接指図というのをするのを躊躇される場面が多いのではないかと推測されるからです。躊躇してしまうと、事業の実施のときに間違っては困るというときに、厚労省が「あなた、これやめてください」とか、会場ごとにこれをこうしてくださいという指示を、偽装請負と認定されるのをおそれて、受託事業者の特別なポジションの人しかできなくなってしまうのではないかなどと危惧しています。もし躊躇されるような場面があるようであれば委託ということにして、請負ではないということにして、受託事業者の誰に対しても指示を出しても偽装請負のリスクがないように、安心して指図ができるのかなと思ったので申し上げた次第です。

なので、極めて形式的なことなので、そんなに強く委託じゃなきゃいけませんよと申し上げているつもりもありません。一般的に請負の場合には、受託事業者が嫌がって、費用の詳細を開示してもらえないことになっているのですが、今回の実施要項を見ますと、詳細に開示もしてくださっているので、事実上、そんなに不便はない、請負という名称にしたとしても不便はないのかなという気もしています。従って、唯一の点は、偽装請負のリスクを考えて、厚生労働省がこれは何かまずいなと思ったときに、受託事業者のいろいろな人に直接指示ができる状況であるという契約形態としたほうが、御省が楽に事業実施をコントロールできるのかなと思ったのが理由でした。なので、別に修正を求めておりません。ありがとうございます。

○中川主査 厚生労働省様、よろしいでしょうか。何かコメントございますか。

○廣井室長 今、確認した話では、そもそもが請負で厚生局から市場化テストとして請け負いに変更したときに、事業者のほうでいろいろ聞いてもらえないことがあったので、仕様書の中にはきめ細かくやってもらいたいこと、それから準備してもらいたい人員等々を細かく記載したのではないかということが考えられる点ではないかということでございました。

以上です。

○齋藤室長補佐 地方課です。委員、御指摘いただき、ありがとうございました。当然ですけど、偽装請負がないように、受託業者とコミュニケーションを取って円滑に運営できるようにしていきたいと思います。御指摘ありがとうございました。

○中川主査 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいいたします。

○事務局 事務局でございます。委員の皆様方、御提案、御指摘等いただきまして、ありがとうございました。

こちらでは実施要項（案）の内容について、修正及び見直しの検討を要する点を中心に確認をさせていただければと思います。

まず、岡本委員から御指摘をいただきました、資料1－2の43ページからの別紙2、情報開示の部分でございます。1－2の表ですが、従来の実施に要した経費につきまして、こちらの表が3年間分の金額を案分した金額であるというところが分かりやすいように、注記に内容を追記するという形で、厚生労働省と事務局で調整をいたしまして、修正をかけさせていただければと思います。

続きまして、もう1点、稻生委員に御指摘をいただいた点でございます。こちら資料A－2のP20、⑪番の書きぶりについてでございます。こちら⑩に書いております重大インシデントに当たるようなイからへの事項、こちらについては改善計画書を当然作りまして、それ以外の部分について、厚生労働省が必要と認める場合に改善計画書を出していただく、このような場合分けのところが分かりやすくなるように書きぶりを再検討していただきたいということで御指摘をいただいたと認識しております。こちらにつきまして、事務局と厚生労働省で調整をいたしまして、書きぶりの修正につきまして再検討し、また、再度御確認をお願いさせていただければと考えております。

事務局からは以上でございます。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、厚生労働省におきまして引き続き御検討いただき、事務局を通して、各委員が確認した後に手続きを進めるようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局 事務局でございます。厚生労働省様、本日はありがとうございました。

御審議は以上となりますので、退出ボタン押して御退室されてください。本日はありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(日本原子力研究開発機構入室)

○中川主査 それでは、ただいまから第752回入札監理小委員会を開いたします。

初めに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被ばく管理に係る業務の報告案件について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所放射

線管理部線量計測課、中川課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○中川課長 原子力機構、中川でございます。「個人被ばく管理に係る業務」に係る今後の事業の進め方についてということで御説明させていただきます。

1. 事業の概要ですが、本業務は、サイクル工学研究所の線量計測課におきまして、職員、外来業者等を含む研究所の管理区域立入者につきまして、個人被ばく管理に係る業務、こちらは個人線量計、体外計測機器を用いた外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定・評価を行うものです。

主な業務といたしましては、①として、外部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守・管理。②内部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守・管理でございます。あとこれに係るデータ、文書、資料等の作成・管理及び物品等の管理を含めます。

2 ポツ目、今後の経緯、進め方の概要について御説明いたします。本業務におきましては、平成28年公共サービス改革基本方針において選定されて以降、公共サービス改革における市場化テストの第5期を迎えて、競争性の改善に取り組んでまいりました。また、令和5年10月より、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則が一部改正されたことを踏まえまして、上記①の外部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守・管理におきまして、従来インハウス方式のみだったところに外部機関の測定サービスを利用したアウトソース方式を順次導入いたしました。

次期事業である第6期、こちらは令和8年4月から令和9年3月でございますが、この期間では、移行期間として従来のインハウス方式とアウトソース方式が併存しており、競争性のさらなる向上を図ることは難しいことに加え、アウトソース方式に完全移行となる第7期、これは令和9年4月から予定しております。アウトソース方式の業務量を正確に見積もることが難しいことから、第6期を準備期間とし、市場化テストは第7期を対象として再開する形といたく、御審議いただきたいと考えております。

3つ目、準備期間を設ける理由でございます。第6期は、従来のインハウス方式からアウトソース方式への移行期間であり、外部被ばく線量の測定で取り扱う個人線量計は、TLDと外部機関の個人線量計、アウトソースとなります。これが混在している状況でございます。また、このTLDの取扱いにつきましては専門性が高く、これまでにも新規参入の障壁になっていたと考えられ、この状況では競争性のさらなる向上を図ることは難しいと考えられます。第6期でTLDの取扱いが終了し、第7期から、アウトソース方式に

完全移行となることから、第7期の市場化テストにおいては新規参入が大いに期待できます。

一方、上記のようにアウトソース方式への完全移行に際して、第7期より業務内容の変更が生じることから、従来の実施状況に関する情報の開示につきましては、正確に記載するため、見直しを行う必要がございます。見直しに際して、移行期間の第6期におきまして、TLDの取扱いに係る業務量を考慮して見積もることが想定されるので、完全移行後の第7期の業務量を正確に見積もることが難しく、業務量を集計するための準備期間が必要であると考えております。

以上を踏まえまして、移行期間である第6期を準備期間とし、本業務に係る市場化テストは、TLDの取扱いが終了し、アウトソース方式に完全移行した第7期を対象として、市場化テストを再開することとしたいと考えてございます。

4ポツのスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○中川主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の報告案件について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

山本委員、お願いいたします。

○山本専門委員 御説明ありがとうございました。

事情は御説明で大体理解いたしまして、第6期を準備期間とするということですけれども、この準備期間中に具体的に何をやるかというのを、もう少し詳細な御説明いただけますか。

○中川課長 準備期間におきましては、情報の正確な集計、見積りをしたいと考えております。具体的には、アウトソース線量計に完全に切り替わった後のハンドリングに係る業務量の見積りですとか、あとは今後、電子式個人線量計というのも一時立入者の線量計として使うことを予定しております、この電子式個人線量計の保守・管理に係る業務量の把握であるとか、こういった業務量の把握を正確にするために準備期間として使用したいと考えております。

以上です。

○山本専門委員 ありがとうございます。今、御説明の内容は理解いたしまして、この第7期で市場化テストを行う際に、ほかに障害となり得る事項というのではないですか。ちょ

っと別の言い方をすると、第6期は準備期間中ですけれども、第7期で市場化テストを実際にを行うことを想定した、何か模擬訓練みたいなのをやっておいたほうが無難じゃないかとも思うのですけど、いかがですか。

○中川課長 模擬訓練というのは、どういうことを想定していらっしゃるか、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○山本専門委員 第7期、実際に市場化テストを行う際に、やってみたら、ここが難しくてなかなか精度が出ませんでした。あるいはうまくいきませんでしたみたいなことがないようにという、あらかじめ準備することはほかにないですかという質問です。

○中川課長 ありがとうございます。基本的に今書いてある仕様書からTLDに関する取扱いが減る方向に向きますので、業務量としては減りがちになります。また、TLDの取扱いというところの専門性というところも大きく落ちますので、基本的にはアウトソース線量計の配付、あとは回収、こういった事務作業に近いところが多くなってくるという形になります。ただ一方で、線量評価の評価というところですね。これは線量計、胸につけたものとか、指につけたものの大小関係を見るといった評価に関するところの業務は残るのですけれども、この専門性というところは今までよりも少し落ちる形になりますので、参入の障壁としては減る方向になるかなと考えております。したがって、現時点では事前の訓練的なものは要らないかなとは考えております。

○山本専門委員 分かりました。私からは以上です。

○中川主査 ありがとうございます。ほかに意見や御質問のある委員はいらっしゃいますか。

尾花委員、お願いいいたします。

○尾花専門委員 御説明ありがとうございました。現状、第6期については公サ法（※）に基づかず、一般競争入札でインハウス方式、アウトソース方式で調達しようと考えておられる理解してもいいでしょうか。

（※）競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）

○中川課長 御認識のとおりで、今のところ一般競争入札での入札を考えております。

○尾花専門委員 第5期については、どこの業者がインハウス方式、アウトソース方式で業務を提供していることになりますか。

○中川課長 第5期ですと、今はA社がインハウス方式での手続をしております。アウトソース方式の線量計につきましては、これはB社から個人線量計を借りて、それを使った

ものを、測定を依頼するというふうな方式を取っております。

以上です。

○尾花専門委員 今のお説明は、個人線量計を借りるのは機関ですか。

○中川課長 はい。そのとおりです。

○尾花専門委員 使っていただくのはA社ですか。

○中川課長 使うのは、これを借りて、これを当機関のサイクル工学研究所の従業員の方に配付をして使っていただきます。それをまた回収して、測定としてB社に引き渡して測定を行ってもらうという流れになります。

以上です。

○尾花専門委員 とすると、インハウス方式はA社に委託し、現状、アウトソース方式については、恐らく一般競争入札等でもう一方の業者に委託したと理解してもいいでしょうか。

○中川課長 そのとおりです。

○尾花専門委員 そして、第6期については、準備期間として併存状態なので、インハウス方式もアウトソース方式も別個の業務として一般競争入札にかけ、機関としては情報を収集し、第7期に向けて仕様書を書き込んでいただくと理解しましたが、合っていますでしょうか。

○中川課長 その認識で合ってございます。

以上です。

○尾花専門委員 ありがとうございました。それであれば、私としては御提案について、私限りでは異存ありません。ありがとうございます。

○中川主査 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですかね。

では、ありがとうございました。審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことがあればお願ひいたします。

○事務局 委員の方々、御意見ありがとうございました。特に修正の指示はないと理解しております。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、当事業の報告案件について、監理委員会に報告することといたします。

報告案件の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○中川課長 ありがとうございました。失礼いたします。

○事務局 事務局でございます。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構様、本日はありがとうございました。

これにて報告案件の御審議は終了となりますので、退出ボタンを押して御退室してください。本日はありがとうございました。

(日本原子力研究開発機構退室)

—— 了 ——